

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 24 日（水）第 654 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 1
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2

公 告

- 令和 7 年度砂利採取業務主任者試験公告（商工政策課取扱い） 2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 4
○政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 6

告 示

北薩地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 24 日

北薩地域振興局長 本田敬

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
タートル体力運動能力開発ラボ TURTLE KIDS SENDAI	薩摩川内市御陵下町5番9号	株式会社タートルキッズ	薩摩川内市御陵下町5番10号	深堀 二水	令和 7 年 7 月 1 日	保育所等訪問支援
児童発達支援事業所虹色	薩摩川内市青山町4182番地6	学校法人石原学園	薩摩川内市青山町4194番地	島谷 晶子	令和 7 年 9 月 1 日	児童発達支援

始良・伊佐地域振興局告示第30号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサ ービス事業所 「虹の空」	霧島市国分新町 761番地	医療法人昌成会	鹿屋市北田町 8 番 20 号	瀬口 昌敏	令和 7 年 7 月 31 日	放課後等 デイサー ビス

始良・伊佐地域振興局告示第 31 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
多機能型障害福 祉サービス事業 所「虹の空」	霧島市国分新町 761番地	医療法人昌成会	鹿屋市北田町 8 番 20 号	瀬口 昌敏	令和 7 年 7 月 31 日	生活介護 ・就労継 続支援 B 型

始良・伊佐地域振興局告示第 32 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
グループホーム withフェロー	霧島市国分郡田 1559番地 1	社会福祉法人政 典会	霧島市国分重久 269番地 3	鎌田 善政	令和 7 年 6 月 1 日	共同生活 援助
ヘルパーステー ション GENKI	始良市東餅田 531番地	元気サポート株 式会社	始良市東餅田 537番地 1	神田 光昭	令和 7 年 8 月 15 日	居宅介護 ・重度訪 問介護

公 告

令和 7 年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 9 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 試験の期日
令和 7 年 11 月 14 日（金）午前 10 時から正午まで
- 試験の場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
- 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

8,100円

6 受験手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込方法

鹿児島県電子申請共同運営システム (<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

入力方法等手続の詳細については、鹿児島県のホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/>) に掲載の電子申請システム申請マニュアルを参照すること。

イ 試験手数料の支払方法

(ア) 試験手数料（8,100円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）による支払又は P a y - e a s y（ペイジー）対応のインターネットバンキングや A T M 等からの払込みにより納付すること。

なお、一旦納付された試験手数料は、返還しない。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A, M a s t e r, J C B, アメリカン・エクスプレス, D i n e r s

(2) 郵送又は持参による受験申込み

ア 提出書類等

(ア) 受験願書

(イ) 写真（縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのものであって、出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(ウ) 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

イ 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

7 受付期間

(1) インターネットによる受験申込み

令和 7 年 9 月 24 日（水）午前 9 時から同年 10 月 24 日（金）午後 5 時まで

(2) 郵送又は持参による受験申込み

令和 7 年 9 月 24 日（水）から同年 10 月 24 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

なお、郵送の場合は、令和 7 年 10 月 24 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町 17 番 3 号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

(1) 試験の詳細については、鹿児島県のホームページに掲載の砂利採取業務主任者試験実施要領を参照すること。

(2) 試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話 099-286-2933）又

は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 7 年 6 月 27 日鹿児島県選挙管理委員会告示第14号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 7 年 9 月 24 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	25,817
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	261,356
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148,487
	鹿屋市・垂水市区 30,201
	枕崎市区 5,288
	阿久根市・出水郡区 7,730
	出水市区 13,978
	指宿市区 10,412
	西之表市・熊毛郡区 10,613
	薩摩川内市区 24,931
	日置市区 12,725
	曾於市区 9,014
	霧島市・姶良郡区 36,058
	いちき串木野市区 7,246
	南さつま市区 8,701
	志布志市・曾於郡区 11,016
	奄美市区 12,784
	南九州市区 8,786
	伊佐市区 6,439
	姶良市区 21,282
	薩摩郡区 5,238
	肝属郡区 8,965
	大島郡区 15,242
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と	261,356

を合算して得た数	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

鹿児島県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 7 年 9 月 24 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大山ひろふみ激励後援会	大山 博文	大山 博文	南さつま市坊津町泊179番地	令和 7 年 8 月 27 日
落司ひとみ後援会	青木 敬介	土屋 和代	鹿屋市田崎町1169－1	令和 7 年 8 月 27 日
迫将嗣後援会	迫 将嗣	柚下 久志	曾於市末吉町深川5846－11	令和 7 年 8 月 18 日
立和田こうじ後援会	立和田 広司	立和田 里美	霧島市国分広瀬四丁目11－31	令和 7 年 8 月 27 日
なかぞの和樹後援会	中藺 和樹	中藺 葉子	曾於市末吉町新町一丁目3番地1	令和 7 年 8 月 26 日
やくしやすひろ後援会	薬師 里枝	薬師 里枝	曾於市財部町南俣469－1	令和 7 年 8 月 26 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党鹿児島県総支部連合会	田村 麻美	会計責任者の氏名	中野 幸盛	百武 啓二	令和 7 年 8 月 19 日
自由民主党金峰支部	水溜 政典	主たる事務所の所在地	南さつま市金峰町宮崎2887－1	南さつま市金峰町大野3612	令和 7 年 8 月 12 日
		代表者の氏	水溜 政典	室屋 正和	

		名			
--	--	---	--	--	--

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
尾辻朋実後援会	尾辻 朋実	主たる事務所の所在地	鹿児島市加治屋町1-2東洋タイルビル	鹿児島市南林寺町26-9-202	令和7年8月13日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
鹿児島県酪農政治連盟	溝口 剛	代表者の氏名	溝口 剛	川崎 悟	令和7年8月1日
		会計責任者の氏名	鶴田 浩一郎	溝口 剛	
重久昌樹後援会	永山 洋一	代表者の氏名	永山 洋一	勝目 利文	令和7年8月1日
山田としお鹿児島後援会	山野 徹	会計責任者の氏名	日高 誠博	久松 純一	令和7年8月1日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
迫杉雄後援会	曾於市末吉町深川5846	迫 杉雄	令和7年8月15日
西園茂後援会	熊毛郡南種子町中之上4052-80	小脇 輝人	令和6年12月31日
村岡次子後援会	肝属郡東串良町川東3899	日高 キクエ	令和6年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
立和田 広司	立和田 広司	霧島市議会議員	立和田こうじ後援会	霧島市国分広瀬四丁目11-31	令和7年8月27日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
尾辻 朋実	尾辻朋実後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市加治屋町1-2東洋タイルビル	鹿児島市南林寺町26-9-202	令和7年8月13日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第99号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年9月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	L オキオウデン	株式会社ピーセカンド	530491